

登別市コミュニケーション支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、登別市コミュニケーション支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づく、手話通訳者を派遣する事業（以下「派遣事業」という）に関して必要な事項を定める。

(手話通訳者の登録等)

第2条 派遣通訳者の登録は、履歴書に写真貼付の上、要綱第8条各号の規定に係る証明書類等を市に提出するものとする。

(登録された手話通訳者の身分)

第3条 要綱により登録された派遣通訳者は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第2項の規定による臨時的任用職員とする。

(派遣事業の対象事項)

第4条 派遣事業により対象とする事項は、次のとおりとする。

- (1) 保健、医療及び福祉に関すること。
- (2) 官公庁等における手続き等に関すること。
- (3) 教育等に関すること。
- (4) 雇用及び労働等に関すること。
- (5) 住居に関すること。
- (6) 社会生活に関すること。
- (7) その他福祉事務所長が必要と認めたもの。

2 次の事項は、派遣事業の対象としない。

- (1) 宗教・政治活動に関すること。
- (2) 営利を目的とした行為に関すること。
- (3) その他福祉事務所長が不相当と認めるもの。

(派遣事業の対象時間)

第5条 派遣事業の対象時間は午前8時から午後9時までとする。ただし、急病、災害その他の緊急を要する場合は、この限りでない。

(派遣通訳者の入場料等)

第6条 派遣事業を行う際に必要となる派遣通訳者に係る入場料、参加費その他の費用は申請者が負担しなければならない。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は福祉事務所長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。